

学位論文要旨

学位論文題目 梁啓超の民権思想について—その形成と発展—

申請者氏名 于海英

本研究は梁啓超の思想の核心である民権思想に関して考察したものである。梁啓超の民権思想に関して、異なった時代思潮や研究者自身の価値観に基づく研究の多くは、ある程度正しくも梁啓超の一時期・一側面の民権思想を取り上げて論じたものが多い。一側面的理解では、梁啓超の民権思想を捉えきることができない。一時期のみの観察では、梁啓超の民権思想の全体像が見えてこない。従って、本研究は先行研究の不足を補うため、梁啓超の思想世界に入り込み、梁啓超を内側から捉える試みとして、梁啓超の啓蒙思想における民権思想に着目し、その思想の生成・変容の過程を集中的に追うことによって、梁啓超の民権思想に関連する「開明專制論」、「中等社会論」、先秦儒家の民本思想への考察を加えた上で、梁啓超が中国の「民」に対して如何なる期待を持っていたかを分析し、また梁が儒家の伝統思想と西洋の思想のかかわり方をどのように考えていたのか、中国および西洋の民主政治の進路をいかに構想したかを論じると共に、彼の民権思想の深層における中国の伝統的知見への検討を加えることで、梁啓超の啓蒙思想の一側面を描き出すことを目的とする。

本論は序章と終章を除いて、合計三部からなる。第一部「戊戌変法前における梁の民権論—民智の開発を中心に」、第二部「日本亡命期の梁の民権論における曲折」、第三部「辛亥革命以後の梁啓超の民権思想の深化—民本思想に基づく中国民主政治の進路」である。第一部は2章構成で、第二部と第三部はそれぞれ3章からなる。

1. 第一部について

「第一部 戊戌変法前における梁啓超の民権論—民智の開発を中心に」の考察では、『時務報』時期（1896.7-1897.10）、「湖南時務学堂」時期（1897.11-1898.3）という二つの時期に分けて、梁啓超の重要な論説である「變法通議」、「古議院考」、および湖南時務学堂の「時務学堂課芸批」と「学堂日記」における梁啓超のコメントを中心に、彼の「民智の開発」を第一に見なす視点に着目し、梁啓超が民権を語り始めた最初より、やがて民権に心酔していく過程を考察した。

まず、「第1章『時務報』における民権の紹介」は、上海の『時務報』の主筆（1896.7-1897.10）であった梁啓超の変法に対する考え方、すなわち「興学校、変科挙、改官制」に注目し、制度の変革より民智を先にするという梁の変法理論を分析するとともに、「古議院考」をめぐる厳復とのやりとりを具体的に考察することによって、梁啓超の民主政治、

また民権に対する見解を述べた。結局、『時務報』時期において、中国の現状に鑑み、民主政治の即時実施は不可能で、民権と君權の調和を力説する梁啓超の考え方方が分かった。

続く「第 2 章 湖南時務学堂における民権革命論の鼓吹」で、梁啓超が湖南時務学堂でいかに民権に心酔していたかを考察した。とりわけ「時務学堂課芸批」と「学堂日記」における梁啓超の民権に関するコメントを分析することによって、梁啓超の時務学堂における民権の宣伝が君主專制への批判と表裏一体の関係にある、ということを指摘した。

2. 第二部について

「第二部 日本亡命期の梁の民権論における曲折」では、梁啓超の「民」に対する捉え方を手がかりに、『清議報』の救国的民権論、『新民説』の「新民論」、及び「開明專制論」と人民程度の問題をめぐって考察を行っている。

まず、「第 1 章 救国の民権—『清議報』時代」では、亡命生活の体験によって近代国家についての認識を深めていった梁の民権・國権への認識を分析した上で、「愛国を語るには必ず民権を興すことからはじめなければならない」という梁の救国の民権論を考察した。結論としては、『清議報』時期における梁の民権論は、民権の有無と國家の興亡を関連させ、救国を目的とし、国民一人一人が自らの力と責任で自分の権利を獲得し、保持することがあってこそ成立するものであり、そして、その前提が国民の国家意識と国民意識の確立である、ということを指摘した。

次の「第 2 章「維新吾民」の新民論—『新民説』に期待される人間像」では、梁のもつとも重要な文章である「新民説」を軸に、後半の「新民説」の論調の変化を合わせて考察した上で、中国が「亡国」の危機から脱するために、「新民」に生まれ変わらなければならぬ、時代の要求する課題の解決には、「新民説」が示した道を歩むしかないという梁の「新民論」の考察を行うことによって、梁啓超の期待していた新民像を明らかにした。

第 3 章「開明專制論と人民程度問題」では、中国人は立憲政治を実行しうる能力がないということは、『新民説』以来の梁啓超の論点であることを説明した上で、『開明專制論』を提出した背景及び『開明專制論』の内容を具体的な分析した。それによって、教育の充実を通じて民衆の政治能力を高めることのほうが、現実に中国を改善する賢明な選択であるという、梁啓超の「開明專制論」を提出する真意を筆者は捉えた。

3. 第三部について

第三部 「辛亥革命以後における梁啓超の民権思想の深化—民本思想に基づく中国民主政治の進路」では、今まで体系的に検討してこなかった梁の「中等社会」論をめぐって考察を行う一方、梁啓超の提唱した「全民政治」、「国民運動」理念を分析し、更に、梁の晩年の代表作である『歐遊心影録』(1920 年)、『先秦政治思想史』(1922 年)、『儒家哲学』

(1927年)を中心に、梁の伝統的儒家思想、とりわけ儒家の民本思想に対する思考とは何であるか、晩年の彼が民権に対していかに考えていたかという問題に焦点を当て、分析した。

第1章「梁啓超の「中等社会論」における賢人政治思想—民権論の新たな発展の一環として—」においては、中国のどの階級が民主改革の使命を担うことができるかという問題を手がかりにして、「中等社会」という階層は近代中国の歴史において、果たしてどのような役割を果たしたのか、梁の中等社会論の実質は何であるかという問題に着目し、分析することによって、梁啓超の治国理念（開明専制論）と儒家の賢人政治思想の関係を明らかにした。

第2章「賢人政治から国民政治へ—梁啓超の立憲政治に対する新たな思索」では、梁啓超の「全民政治」論と「国民運動」観を中心に、梁啓超の賢人政治から国民（全民）政治への思考の変化は、それまでの彼自身の提唱した「賢人政治」からの脱却であるか、また梁啓超の言う「国民運動」における「国民」とはどのレベルの存在であるか、という問題に焦点を絞り、梁啓超の「全民政治」論と国民運動観をめぐり、若干の考察を行った。結論として、筆者は「賢人政治」から「国民（全民）政治」への視点の転換は、梁啓超が賢人政治の理念から脱皮したことを意味するのではなく、立憲政治の構想を放棄したこと意味するのでもない。梁啓超が提唱した「国民運動」は、「市民」を主体とする、平和的な運動に限られているものである、という見解を示した。

第3章「梁啓超の晩年における民権思想—民本思想における建設大業」では、梁啓超の晩年の著作である『欧遊心影録』(1920年)、『先秦政治思想史』(1922年)、『儒家哲学』(1927年)を中心に、梁啓超の生涯を貫く儒家思想への対応問題を取り上げて、欧遊帰来後(1918年12月-1920年3月)の梁啓超の東西文明観を分析した上で、彼が中国の伝統思想に対して、いかなる考え方を持っていたか、とりわけ、儒家の民本思想、また儒家思想・哲学そのものをいかに考えていたか、さらに彼の晩年の民権思想はいかに展開されていたかを考察した。以上の考察を通じて、中国の政治・社会・文化のいづれもの領域の問題を考察するにあたり、常に中国自身の特質を強調した晩年の梁啓超の思考パターンを明確に捉えた。

本論の結論について述べれば、以下の通りである。

第一、現代の中国が抱えている多くの課題は、例えば国民性質改造問題、西洋文明与中国伝統文明の関わり方の問題、民権を実現させる道の問題などなど、梁啓超は百年前に既に明確に掴みとり、先駆的に鋭くまた深く考察している。それらは我々の問題意識に合わせて、教訓、指針、激励など様々な意味を有する見解として受け取ることができる。

第二、中国人はいかにすれば民権を獲得できるかという問題に対して、梁の処方箋である

君主立憲制であろうと、開明專制であろうと、一つの選択肢として、その合理性は抹殺すべきではないと筆者は考える。

第三、近代の中国において、どの階級が民主変革の使命を担えるかという難しい問題について、梁啓超はずっと模索し続けた。結局、彼は自ら「中等社会」の一員として、一般の人民を指導する使命感を自覚するとともに、修己治人による「全民政治」の実現に取り組んでいる。中等社会、あるいは中堅階級が一般の人民を指導する役割を果たすことにより中国の良好なる政治の実現というのは梁啓超の構想である。即ち良好なる政治は、民の人格を向上させ道徳的に良好なる民衆を基礎として建設しなければならない。梁啓超のこのような構想は儒家の「修己治人」に基づくものである。

第四、梁啓超の民権思想の基底は儒家の伝統思想（特に民本思想）である。すなわち、梁啓超は、西洋の民権思想をそのまま受容したのではなく、彼自身の儒家の伝統思想の土壤に西洋の民権論を重層的、選択的に摂取し接合させたのである。民本思想を抜きにして、梁啓超の民権思想の実像を捉えることができない。

第五、梁啓超の生涯を見れば、結局中国は一体どのような社会を建設すべきかという課題について、梁啓超は権利の観念に立てられた欧米社会の、中国に対する優越性を認めず、むしろ儒家の「仁」、「相譲」の精神に立てられた民本主義思想のほうこそ、中国の民主化を促す一つの所与条件であると考えている。つまり、梁啓超の引き出したことは、儒家の民本思想は、中国の未来の民主政治の建設に不可欠な機能を果たすことになる、という結論であった。

学位論文審査の概要と結果

報告番号	東アジア博 甲 第 110号	氏 名	于 海英
論文題目	梁啓超の民権思想について -その形成と発展-		

(論文審査概要)

本論文は、梁啓超の思想の核心である「民権」思想に関して考察したものである。その思想の形成と発展の過程を集中的に追うことによって、氏の「開明專制論」、「中等社会論」、先秦儒家の民本思想への傾倒といった諸論の在り様を具体化し、その上で、氏が中国の「民」に対して如何なる期待を持っていたかを分析。また、氏が儒家の伝統思想と西洋の思想のかかわり方をどのように考えていたのかを論じると共に、氏の民権思想の深層にうかがえる中国の伝統的知見について検討を加えることで、梁啓超の啓蒙思想の一侧面を描き出していこうとする本論文の方法は適切であり、評価に値する。

論文は、三部立ての本論部分8章、及び序章・終章の、計10章で構成されるものであり、その内容はおおむね次の通りである。

第一部では2章に分けて戊戌変法前における梁啓超の民権論を考察する。『時務報』時期(1896.7-1897.10)、「湖南時務学堂」時期(1897.11-1898.3)の二つの時期に分けて、氏の「變法通議」、「古議院考」、「時務学堂課芸批」、「学堂日記」を参照しながら、「民智の開發」を第一に見なす梁啓超の視点に着目し、氏が民権を語り始めた当初より、やがて民権に心酔していく過程を考察している。

第二部では3章に分けて日本亡命期の梁の民権論における曲折を考察する。氏が亡命生活の経験によって近代国家についての認識を深め、民権・国権をどのように捉えていたかについて分析。また、「民」に対する捉え方を手がかりに、『清議報』の救国的民権論、『新民説』の「新民論」、及び「開明專制論」と「人民程度の問題」などをめぐって考察を行っている。

第三部では3章に分けて辛亥革命以後における梁啓超の民権思想の深化の様相を考察する。従来、体系的には検討されてこなかった梁の「中等社会」論について考察を行う一方、梁啓超の提唱した「全民政治」、「国民運動」などの理念を分析し、更に、梁の晩年の代表作である『歐遊心影錄』(1920年)、『先秦政治思想史』(1922年)、『儒家哲学』(1927年)を中心に、梁の伝統的儒家思想、とりわけ儒家の民本思想に対する思考とは何であるか、晩年の彼が民権に対していかに考えていたかという問題に焦点を当て、分析している。

本論文の結論は、第一に、現代の中国が抱えている民権を実現させる道・国民性質改造問題、西洋文明与中国伝統文明の衝突などの多くの課題は、梁啓超が百年前に既に明確に掴みとっていたということ。第二に、中国人がいかにすれば民権を獲得できるかを巡って、氏の提案した君主立憲制や開明專制などには合理性があるということ。第三に、近代の中国では、「中等社会」の階級が一般的な人民を指導する役割を果たすことで中国の良好な政治が実現できるはずだというのが氏の構想であるということ。第四に、氏は権利の観念によって樹立された西洋の民権思想をそのまま受容したのではなく、中国の儒家の伝統思想の土壤に西洋の民権論を重層的、選択的に摂取し接合させたということ。つまり、梁啓超は、中国の未来の民主政治の建設に儒家の民本思想が不可欠な機能を果たすと考えていたことを明らかにしたことである。

審査委員会は、上記の論文について審査した結果、以下の評価を与えることとした。

1. 創造性の点においては優れている。

本論文は、梁啓超の民権をめぐる思想の形成と発展にして、従来の研究があまり扱っていない範囲、即ち、前期、中期のみでなく後期までをも考察対象に入れ、その展開の全体像を把握することに成功したことは、該当研究分野への貢献の一つであると言いうる。また、『梁啓超全集』の一次史料全体に当たって詳細に明らかにしたことの特徴である。

2. 論理性の点においては優れている。

論述全体にわたり、若年期から晩年期までの梁啓超について、中国国内に戊戌変法運動を行った時代、日本に亡命していた時代、共和国政権に参入のため帰国してから死ぬまでの時代を「経」としつつ、それぞれの時代における氏の民権思想を「緯」としての検討は論理性が高いと認められる。また、民権思想の起点と終点の双方を民本思想という大枠において捉え、団体の権利としての民権・民権実践の漸進性・民権思想の調和性・民権思想の基底—儒家の伝統思想・愛国の民権及び梁啓超の民権思想の現代的意義などについて綿密的に論述したことでも高く評価する。

3. 厳格性の点においては優れている。

中国・日本・台湾・欧米の先行研究を十分に涉獵、咀嚼したうえで、それらの問題点や不足を訂正あるいは補足する史料を発掘し、梁啓超の民権思想について通時的な考察を厳格に成し遂げたと評価できる。先行研究の引用や利用も適切に行われており、手続き上の厳格性は守られている。

審査委員会における審査委員の合議によって全体の評価は「優れている」と判断した。

論文審査結果

合・否

審査委員

(氏名) 馬 宏

(氏名) 木 田 見

(氏名) 井野 正弘

(氏名) 村科慎一

(氏名)